

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 11 件

東北（福島）厚生年金 事案 3256

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和48年3月に株式会社Aに入社し、同年11月1日に親会社である株式会社Bの新事業所が完成したため、同社に異動した。申立期間について継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、株式会社Aの回答及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、株式会社Aにおける資格喪失日については、同社から提出された申立人の失業保険被保険者資格喪失確認通知書における離職日が昭和48年10月31日、離職理由が新事業所転勤のためと記載されていること、及び複数の同僚の証言から、同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和48年10月の定時決定の記録及び同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記載から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所（当時）に納付したと主張しているが、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和 48 年 10 月 31 日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社C事業所（現在は、A株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和43年8月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和34年6月1日から同年7月1日まで
③ 昭和43年8月25日から同年9月1日まで

私は中学校卒業後、昭和29年4月1日にA株式会社C事業所に入社し、事業所間及び関連会社への異動があったものの平成10年7月に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持する退職金に係る源泉徴収票及び同僚の証言から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（A株式会社C事業所から同社B事業所に異動、同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の異動日については、申立人と同時期にA株式会社C

事業所から同社B事業所に異動している同僚二人が、「私は、昭和34年5月1日に申立人より先にB事業所に転勤した。当時の異動は1日付けだった。」「申立人は、私が昭和34年7月1日にB事業所に転勤になる少し前に転勤になった。」旨回答していることから、昭和34年6月1日とすることが妥当である。

申立期間③の異動日については、A株式会社C事業所に申立人と同時期に勤務していた複数の同僚が、「A株式会社C事業所の事業所長が昭和43年に突然亡くなり、その後任者として申立人が急いで転勤してきた。」旨回答している上、申立人のA株式会社B事業所における被保険者資格喪失日が昭和43年8月25日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A株式会社B事業所における昭和34年7月の社会保険事務所（当時）の記録から1万4,000円、申立期間③の標準報酬月額については、同社C事業所における43年9月の社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録によれば、A株式会社における被保険者資格取得日は昭和29年4月1日であることが確認できることから、申立人は申立期間①についても同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社は、「申立人の人事台帳及び賃金台帳等は保管していない。」旨述べており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除等は確認できない。

また、A株式会社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人と同時期に勤務していたと考えられる者のうち、所在が確認できた4人に照会したところ、そのうちの3人が、「入社後すぐは、厚生年金保険に加入していなかった。」旨回答していることから、同社は申立期間①当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たら

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月 12 日

株式会社B又は株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが判明したので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bは、「株式会社Aの給与振込みは弊社で行っており、賃金台帳等の関連資料についても弊社において保管している。」旨回答しているところ、株式会社Bから提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間において15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る標準賞与額について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Bにおける標準賞与額に係る記録をそれぞれ15万円とすることが必要である。

なお、両社の事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日
② 平成 17 年 12 月 16 日
③ 平成 18 年 8 月 12 日

株式会社A及び株式会社Bから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが判明したので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の標準賞与額の記録について、株式会社Aから提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間①において15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②及び③の標準賞与額の記録について、株式会社Aは、「株式会社Bの給与振込みは弊社で行っており、賃金台帳等の関連資料についても弊社において保管している。」旨回答しているところ、株式会社Aから

提出された申立人に係る上記賃金台帳等により、申立人は、申立期間②及び③において 15 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、両社の事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和19年5月30日から同年8月11日までの期間について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA団体管理下のB株式会社（現在は、C株式会社）における資格取得日に係る記録を同年5月30日に、資格喪失日に係る記録を同年8月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を89円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、昭和19年5月30日から同年8月11日までの期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年5月頃から同年10月19日まで
② 昭和20年12月1日から23年1月頃まで

私の夫は、昭和19年5月頃から23年1月頃までB株式会社が所有する船舶に乗り組んでいたため、申立期間①及び②について船員保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人は昭和19年5月頃から23年1月頃までB株式会社が所有する船舶に乗り組んでいたと主張しているところ、C株式会社から提出された社史に「B社は、国家要請に応じ設立され、運行業務はA団体が行い、B社は運行実務に関し遂行した。」と記載されている上、B株式会社に係る船員保険被保険者名簿の船舶所有者欄に同社及びA団体の二事業所が記載されていることが確認できる。

また、A団体は、戦時中、船舶を国の統制下に置くため、昭和17年4

月から 25 年 3 月まで設置されており、同団体に関する資料は現存していないものの、社会保険事務所（当時は、保険出張所。以下同じ。）が同団体に対し、船員保険料の納入の告知を行っていることを確認できたことから、同団体の管理下にあった船舶の所有者は同団体であったものと考えられる。

申立期間①のうち、昭和 19 年 5 月 18 日から同年 8 月 10 日までの期間について、C 株式会社から提出された船員台帳により、申立人は、B 株式会社が所有する船舶 D に乗り組んでいたことが確認できる。

しかし、船舶 D に係る船員保険被保険者名簿によると、摘要欄に「19.5.30 竣工 国家使用船」と記載されていることから、同船舶は昭和 19 年 5 月 30 日に船員保険の適用を受けたことが推認できる。

また、船舶 D の船員保険被保険者名簿により所在が判明した同僚二人に対し、申立人の勤務実態、船員保険の加入状況等について照会したところ、回答があった一人（船員保険の被保険者記録は、昭和 19 年 5 月 30 日資格取得、20 年 11 月 1 日資格喪失）は、「私と申立人が船舶 D に乗り組んだ時期は一緒であり、申立人が船舶 D に乗り組んでいた期間は船員保険に加入していたと思う。人によって船員保険に加入しないようなことはなかった。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 19 年 5 月 30 日から同年 8 月 11 日までの期間について、A 団体における船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、船員台帳に記載されている本給額から 89 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主であった A 団体は既に解散しており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 19 年 5 月から同年 7 月までの船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、船舶 D は、昭和 19 年 5 月 30 日から 21 年 3 月 31 日までの期間において、戦時加算該当船舶であることが確認できることから、申立期間①のうち、19 年 5 月 30 日から同年 8 月 11 日までの期間について、戦時加算該当期間とすることが必要である。

一方、申立期間①のうち、昭和19年8月11日から同年10月19日までの期間について、C株式会社から提出された船員台帳によると、申立人は、同年8月10日からB株式会社が所有する船舶Eに乗り組んだことが記載されているが、申立人から提出された船員手帳によると、船舶Eにおける雇入年月日は同年10月19日であり、当該船舶の船員保険被保険者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳における資格取得日も同日であることが確認できる。

また、船舶Eの船員保険被保険者名簿に記載されている被保険者は申立人のみであり、申立人は既に死亡しているため、同僚を特定することができず、当時の申立人の勤務実態及び船員保険の適用等について確認することはできない。

さらに、C株式会社は、「船員台帳以外の関連資料は保管しておらず、申立期間当時の状況については不明である。」旨回答している上、A団体は既に解散しており、当該期間における船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人から提出された船員手帳により、申立人は、昭和21年4月4日から23年1月31日までの期間内に、5期間にわたり船長としてB株式会社が所有する船舶F、船舶G及び船舶Hに乗り組んだことが記載されているが、B株式会社から提出された船員台帳によると、20年8月16日から22年12月31日までの期間は陸勤（陸上勤務）とされており、当該船員手帳と船員台帳の記載内容は一致していない。

また、B株式会社に係る船員保険被保険者名簿において船舶名の記載が無く、かつ、オンライン記録において船員保険の被保険者記録が確認できる25人のうち、C株式会社から船員台帳が提出された21人について、各記録を検証したところ、当該船員台帳における乗船期間とオンライン記録、船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳の被保険者記録が一致している者は1人しかいないことから、船員台帳における乗船期間が必ずしも船員保険に加入していた期間であるとは言えない。

さらに、申立期間②に係る当該船舶の船員保険被保険者名簿において、船員保険の被保険者記録が確認できる者はおらず、申立人は既に死亡しているため、同僚を特定することができないことから、当時の申立人の勤務実態、船員保険の適用等について確認することができない。

加えて、C株式会社は、「船員台帳以外の関連資料は保管しておらず、

申立期間当時の状況については不明である。」旨回答している上、A団体は既に解散しており、申立期間における船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間②に係る申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る標準賞与額について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Bにおける標準賞与額に係る記録を平成17年12月16日は15万円、18年8月12日は14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日
② 平成17年12月16日
③ 平成18年8月12日

株式会社A及び株式会社Bから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが判明したので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の標準賞与額の記録について、株式会社Aから提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間①において10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準賞与額の記録について、株式会社Aは、「株式会社Bの給与振込みは弊社で行っており、賃金台帳等の関連資料についても弊社において保管している。」旨回答しているところ、株式会社

Aから提出された申立人に係る上記賃金台帳等により、申立人は、平成17年12月16日は15万円、18年8月12日は14万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、両社の事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

株式会社B又は株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが判明したので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bは、「株式会社Aの給与振込みは弊社で行っており、賃金台帳等の関連資料についても弊社において保管している。」旨回答しているところ、株式会社Bから提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間において5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（福島）厚生年金 事案 3267

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和46年3月に株式会社Aに入社し、55年3月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aの事業主は、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について、当月控除であるとしているところ、申立人と同様に、同社において昭和47年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚が所持する同年8月分の給与明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失時（昭和47年8月31日）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪

失日を昭和 47 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和47年1月にA株式会社に入社し、グループ会社であるB株式会社を同年11月に退職するまで両社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言等から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人と一緒に、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務しており、給与や勤務形態は申立期間において変更は無く、厚生年金保険料も控除されていた。」旨証言している。

さらに、A株式会社及びB株式会社の当時の親会社であったC株式会社（現在は、株式会社D）は、「厚生年金保険の被保険者期間が1か月空くのは不自然であり、申立期間の厚生年金保険料を控除していたと考えるのが自然である。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年7月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、事業所番号等索引簿によれば、A株式会社は、昭和47年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、株式会社Dは、「当時の資料は残されておらず詳細は不明であるが、グループ内の関連会社への転籍は、通常1日付けで行われることが一般的であることから、申立期間は自然に考えればA株式会社の在籍期間であると思われる。本来、全喪届及び資格喪失届は昭和47年9月1日として届出すべきところ、誤って同年8月31日として届出した可能性が考えられる。」旨回答している上、複数の同僚の雇用保険被保険者記録等から、申立期間当時、5人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（山形）厚生年金 事案 3276

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和46年10月にA株式会社に入社し、グループ会社であるB株式会社を経て、49年7月にC事業所を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の雇用保険被保険者記録並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人と一緒に、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務しており、給与や勤務形態は申立期間において変更は無く、厚生年金保険料も控除されていた。」旨証言している。

さらに、A株式会社及びB株式会社の当時の親会社であったD株式会社（現在は、株式会社E）は、「雇用保険が継続しているのであれば、少なくとも雇用保険料は控除しているはずであり、また、厚生年金保険の被保険者期間が1か月空くのも不自然なので、申立期間の厚生年金保険料も控除していたと考えるのが自然である。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年7月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

一方、事業所番号等索引簿によれば、A株式会社は、昭和47年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、株式会社Eは、「当時の資料は残されておらず詳細は不明であるが、グループ内の関連会社への転籍は、通常1日付けで行われることが一般的であることから、申立期間は自然に考えればA株式会社の在籍期間であると思われる。本来、全喪届及び資格喪失届は昭和47年9月1日として届出すべきところ、誤って同年8月31日として届出した可能性が考えられる。」旨回答している上、複数の同僚の雇用保険被保険者記録等から、申立期間当時、5人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（山形）厚生年金 事案 3277

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和47年3月にA株式会社に入社し、グループ会社であるB株式会社を経て、49年11月にC事業所を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の雇用保険被保険者記録並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人と一緒に、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務しており、給与や勤務形態は申立期間において変更は無く、厚生年金保険料も控除されていた。」旨証言している。

さらに、A株式会社及びB株式会社の当時の親会社であったD株式会社（現在は、株式会社E）は、「雇用保険が継続しているのであれば、少なくとも雇用保険料は控除しているはずであり、また、厚生年金保険の被保険者期間が1か月空くのも不自然なので、申立期間の厚生年金保険料も控除していたと考えるのが自然である。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年7月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、事業所番号等索引簿によれば、A株式会社は、昭和47年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、株式会社Eは、「当時の資料は残されておらず詳細は不明であるが、グループ内の関連会社への転籍は、通常1日付けで行われることが一般的であることから、申立期間は自然に考えればA株式会社の在籍期間であると思われる。本来、全喪届及び資格喪失届は昭和47年9月1日として届出すべきところ、誤って同年8月31日として届出した可能性が考えられる。」旨回答している上、複数の同僚の雇用保険被保険者記録等から、申立期間当時、5人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）国民年金 事案 1841

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月

私は、申立期間当時、私と夫の国民年金保険料を集金に来ていた区長に納付していた。夫の申立期間に係る保険料の納付記録が納付済みとされているのに、私の納付記録が未納とされているのは納付できない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和63年3月1日から平成2年12月1日までの期間は国民年金の第3号被保険者として記録されている上、申立人が所持する国民年金手帳においても同期間の被保険者の種別は前述の被保険者名簿と同様に第3号被保険者と記載されていることから、申立期間当時、申立期間に係る国民年金被保険者資格の種別変更の手続が行われたとは考え難い。

また、オンライン記録によれば、申立人に係る平成2年5月1日の国民年金の第3号被保険者資格の喪失及び第1号被保険者資格の取得並びに同年6月1日の第1号被保険者資格の喪失及び第3号被保険者資格の取得の処理が8年8月5日に一括して行われていることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金の第3号被保険者として管理されており、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができなかったものと考えられる上、当該一括処理が行われた時点で、申立期間に係る保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料

を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（福島）国民年金 事案 1842

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から54年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料については、妻が自らの保険料と一緒にA市農業協同組合B出張所の窓口で現年度納付していた。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）は、昭和56年2月8日に作成されていることが確認できる上、申立人に対して払い出された国民年金手帳記号番号の前後の被保険者に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、いずれも初回手帳交付年月は同年3月と記載されていることが確認できることから、申立人に係る国民年金の加入手続は同年2月に行われ、申立人が20歳に到達した42年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。

これらのことから、当該加入手続が行われたと推認できる時点より前の時期においては、申立期間は未加入期間として取り扱われており、当該期間の納付書は発行されず、国民年金保険料を現年度納付することができなかったものと考えられる上、当該加入手続が行われたと推認できる時点においては、申立期間の大部分に当たる昭和53年12月以前の期間に係る保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人の妻に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、妻は申立期間のうち婚姻した昭和45年度から51年度までの期間は申請免除期間となっており、当該期間の国民年金保険料を夫婦一緒に納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されてい

たことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（青森）厚生年金 事案 3258

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 6 月 23 日から 23 年 8 月 16 日まで
申立期間当時、私の給与額は約 17 万円であったので、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を 30 万円から 17 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿、申立人から提出された源泉徴収票等により、申立期間に係る各月の給与総支給額はオンライン記録の標準報酬月額（30 万円）を下回っていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額について、当該事業所は、「申立期間当時、弊社にB業務担当の者が入社し、厚生年金保険の被保険者資格を取得する際の報酬月額は、弊社B業務担当社員の平均給与額である 30 万円を届け出ている。」旨回答しており、申立人及び申立期間の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚の報酬月額はいずれも 30 万円で行われていることが確認できる。

また、前記の賃金台帳兼源泉徴収簿及び源泉徴収票等により、申立期間当時、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料は 30 万円の標準報酬月額に見合う額であり、当該控除額はオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額の訂正について、当該事業所は、「資格取得時に届け出た報酬月額と非固定的賃金を含む実際の給与総支給額が一致しなかった場合、資格取得時の報酬月額の訂正を届け出るのではなく、毎年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において実際の報酬月額を届け出ている。」旨回答している。

加えて、資格取得時に届け出た報酬月額と実際の給与総支給額が一致し

なかった場合について、当該事業所を管轄する年金事務所は、「資格取得時の報酬月額の訂正を行うのは、固定的賃金等の算入漏れや明らかな計算誤りがあった場合であり、非固定的賃金の見込み違いの場合は、資格取得時の報酬月額訂正は行わない。」旨回答している。

これらのことから判断すると、申立人のA株式会社における資格取得時の標準報酬月額については、当該事業所の届出及びこれに基づく標準報酬月額の決定が妥当性を欠いたものであるとまでは認められない。

また、標準報酬月額の随時改定については、固定的賃金の変動により、被保険者が継続した3か月間に受けた報酬の平均額に見合う標準報酬月額の等級が、従来標準報酬月額の等級と比較して2等級以上の差を生じた場合等において行われることとされているが、前記の賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立期間に係る申立人の給与総支給額のうち固定給については変動していないことが確認できることから、申立期間に係る申立人の標準報酬月額については随時改定が必要であったと認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 41 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月から A 株式会社 B 出張所に勤務し、41 年に同出張所が C 株式会社として独立した後も、継続して勤務していた。会社から健康保険証を交付されたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する当時の具体的な業務内容から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 株式会社は、「申立人が勤務したと主張している A 株式会社 B 出張所は、当社とは関係が無い別会社であり、申立人は当社の社員ではない。」と回答しているところ、A 株式会社 B 出張所は、法務局において商業登記の記録は確認できない上、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所であった記録も確認できない。

また、申立人の A 株式会社 B 出張所における申立期間に係る雇用保険の加入記録は見当たらない上、申立期間当時、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた二人の同僚についても、当該期間において同社 B 出張所における厚生年金保険の被保険者記録及び雇用保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時、A 株式会社 B 出張所長だったとする者については、オンライン記録において同人を特定することができない上、一緒に勤務したとする前述の同僚に照会したが、回答が無く、申立人の申立期間当時における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等を確認するこ

とができない。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び上記二人の同僚の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3265

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月 31 日から 19 年 10 月 1 日まで
申立期間について、A 県 B 市にあった C 株式会社 D 事業所の E 部署に勤務し、F 業務に従事したが、厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）の被保険者記録が無い。

申立期間内の昭和 19 年 4 月に G 隊に入隊し、20 年 9 月に H 株式会社（現在は、I 株式会社）に復職したので、C 株式会社 D 事業所に厚生年金保険の被保険者記録が無いのであれば、H 株式会社 J 事業所に被保険者記録が無いか調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「私の主な略歴」及び厚生年金保険被保険者証、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳並びに C 株式会社 D 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から判断すると、申立人は、申立期間において、同社 D 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時施行されていた労働者年金保険法においては、工員等の男子筋肉労働者のみが適用対象とされ、職員及び女子は適用対象となっていなかったところ、前述の「私の主な略歴」によれば、申立人は、昭和 18 年 6 月 30 日に C 株式会社 D 事業所の事務助手となり、19 年 2 月 15 日に同社 D 事業所の K 担当となった旨の記載があり、また、申立人は、申立期間において E 部署で F 業務に従事しており、事務系統の仕事であり筋肉労働ではなかった旨述べている上、I 株式会社 L 事業部 J 事業所が保管する職分身分等変遷一覧表によると、申立人が C 株式会社 D 事業所で任命されたとする事務助手（事務員）及び K 担当は、職員に位置付けられていたことが確認できることから、申立人は、申立期間において同法の被保険

者の対象ではなかったものと認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立人は、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、同台帳には労働者年金保険法の改正により被保険者の適用範囲が拡大されたことから、新たに厚生年金保険法に定める被保険者となった者であることを示す「マル改」の表示が確認できる上、同法の規定により、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は適用準備期間であり、同年 10 月 1 日からその保険料の徴収が開始されていることから、当該期間については、保険給付の対象となる被保険者期間とは認められない。

さらに、申立人は、昭和 19 年 4 月に G 隊に入隊したとしているところ、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 は被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されているが、当該規定は同年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までの期間と定められており、申立期間は当該規定の適用対象外である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3266

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 20 日から 37 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間においてA業務を主としていた合名会社BでC業務に従事していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が合名会社BにおいてD担当として勤務していたとして名前を挙げた同僚（既に死亡）の妻の回答及び申立人の記憶から判断すると、申立人は、期間は特定できないものの、同社においてC業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、合名会社Bは、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、現在の代表取締役役に照会したが、回答が得られないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人が申立期間に合名会社BにおいてC業務に従事していたとする9人の同僚のうち、8人については、同社における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、上記同僚のうち残る一人（申立人が、D担当であったとして名前を挙げた前述の同僚）については、合名会社Bにおける厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、当該同僚の妻は、「夫は合名会社BにおいてC業務もしていたが、A業務もしていたと話していた。」旨回答していることから、当該同僚については、同社においてA業務にも従事して

いたことがうかがえる。

加えて、申立期間又はその前後の期間に合名会社Bにおいて厚生年金保険の被保険者資格を有している者のうち所在が確認できた12人に自身の業務内容等について照会したところ、回答があった6人は、いずれも同社においてA業務に従事していたとしており、C業務だけに従事していたとする者は見当たらない。

また、上記回答があった同僚が申立期間以前にC業務に従事していたとして名前を挙げた者は、合名会社Bにおける厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない上、「自分は合名会社BにおいてC業務に従事していたが、当該業務に従事していた者は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨回答していることから、同社ではC業務だけに従事していた者は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、合名会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間又はその前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した6人の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3268

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月頃から 54 年 10 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、株式会社Aに勤務した昭和 52 年 1 月頃から 63 年 2 月頃までのうち、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

昭和 52 年 2 月分の給料支払明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに昭和 52 年 1 月頃から勤務し、申立人が所持している同年 2 月分の給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されていると主張している。

しかしながら、株式会社Aの商業登記簿によると、同社の設立年月日は、前述の給料支払明細書に記載されている年月よりも後の昭和 52 年 4 月 2 日となっている上、オンライン記録によると、同社は同年 8 月 1 日に株式会社B（昭和 53 年 5 月 12 日に株式会社Aに名称変更）として厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる。

また、株式会社Aの事業を承継したC株式会社は、株式会社Aの設立は昭和 52 年 4 月であり、法人設立前に従業員を雇っていたとは考えにくく、前述の給料支払明細書の年月が誤っていると思われる旨回答している。

さらに、前述の昭和 52 年 2 月分の給料支払明細書に記載されている本給、役付手当、健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料及び所得税の額は、申立人が所持する 56 年 1 月分、同年 3 月分及び同年 4 月分の給料支払明細書に記載されているそれぞれの額と一致している上、申立人は同年

2月分の給料支払明細書を所持していないことから、当該52年2月分の給料支払明細書は56年2月分の給料支払明細書と考えるのが自然である。

加えて、株式会社Aの元代表取締役は、同社の設立当時の社員に申立人は含まれておらず、申立期間に申立人は同社に在職していなかったと思うと回答している上、昭和54年10月1日に同社に入社したとする同僚は、申立人は自分と同時期に同社に入社したと思うと回答している。

なお、株式会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和54年10月1日となっており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3269

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から5年5月1日まで
年金事務所から送付された「厚生年金加入記録のお知らせ」によると、株式会社A（現在は、株式会社B）に取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が16万円となっていた。申立期間の前後の期間の標準報酬月額は50万円であり、取締役に昇進してから降格又は減給等を受けたことは無く、申立期間の標準報酬月額が下がっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aにおける申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、その前後の標準報酬月額（50万円）と同額であったと主張しているが、申立人は役員報酬の明細書等の資料を所持しておらず、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、株式会社Bの事業主から提出された役員報酬関係資料によると、申立期間当時、申立人が同社から受けていた役員報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額の改定経過と一致していることが確認できる上、同社の事業主は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額を確認できる資料は無いものの、申立人の申立期間当時の役員報酬月額は提出書類のとおりであり、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に誤りは無いと考えられる旨回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（秋田）厚生年金 事案 3270

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 15 日から同年 11 月 25 日まで

私は、平成 8 年から、毎年春から秋までの間は株式会社 A に季節労働者として勤務していたが、年金事務所から申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いと回答があった。

平成 9 年 4 月に会社側から厚生年金保険が任意加入になったとの説明があり、その際に加入する旨申し出たので、未加入となっていることに納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 A が保管する申立人に係る平成 9 年度一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間について、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述の一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によれば、申立人の平成 9 年 4 月から同年 12 月までの給与並びに同年 8 月及び同年 11 月の賞与のいずれにおいても雇用保険料は控除されているものの、給与からの厚生年金保険料及び賞与からの厚生年金保険特別保険料は控除されていないことが確認できる。

また、株式会社 A では、申立期間当時に同社総務課に在籍していた元従業員に照会したところ、「当時、申立人に厚生年金保険加入の意思確認をしたところ、給与の手取りを多くしたいとの理由で加入しない旨の申出があった。」との回答があったとしている上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している。

さらに、申立人が、株式会社 A で申立期間において一緒に勤務し、同じ

季節労働者で同じB担当だったとして名前を挙げた同僚3人については、全員の申立期間における雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、オンライン記録によれば、うち2人は申立期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社は、必ずしも季節労働者全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3271

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月頃 から 34 年 3 月頃 まで

私は、申立期間において、A株式会社にて正社員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

私は、夜勤専門のB職であったが、同じ勤務形態だった同僚から厚生年金保険に加入していたと聞いているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、時期及び期間は特定できないものの、A株式会社にて勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A株式会社は、申立期間当時の資料は無いとしていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A株式会社は、申立期間当時、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、国民健康保険に加入したまま雇用していることもあった旨回答している。

さらに、A株式会社において会計事務を担当していたとする同僚は、同社はB職の出入りが激しいため、定着するまでは厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険に加入させる時期については、事業主の一存で決められていた旨回答している。

加えて、複数の同僚が、A株式会社においては不定期の試用期間があったと証言している。

以上のことから、A株式会社では、申立期間において全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、A株式会社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の氏名は見当たらず、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は無い上、不自然な訂正等は見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人は、別の姓を名乗りA株式会社に勤務していたとしているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に該当する氏名は無く、オンライン記録において、当該姓も含めて氏名索引を行ったが、申立人と思われる記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3272

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 16 日から 53 年 2 月 16 日まで
私は、有限会社A（現在は、有限会社B）に昭和 48 年 5 月 1 日に入社し、53 年 2 月頃まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、昭和 52 年 12 月 31 日まで有限会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、有限会社Bは、申立期間当時の資料は災害により流失している上、当時の事務担当者及び経営責任者が変わっているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できないと回答している。

また、有限会社Aに係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 50 年 2 月 16 日となっており、オンライン記録と一致し、不自然な訂正等は見当たらない上、同年 2 月に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

さらに、C協会D支部の回答によると、申立人は、昭和 50 年 5 月 1 日から 55 年 3 月 31 日まで申立人の夫の健康保険被扶養者として認定されていることが確認できる。

加えて、昭和 53 年 1 月に有限会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者資格を有している 9 人のうち、所在が確認できた 7 人に同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会したところ、全員から回答があったものの、申立人の申立期間のうち同年 1 月以降の勤務実態及び申立期間における厚生年金保険の加入状況が確認できる回答は得ら

れなかった。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3273

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から29年4月1日まで
私は、知人の紹介で、昭和28年4月頃にA株式会社に就職し2年以上勤務したが、勤務を始めてから1年間の厚生年金保険の記録が無い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和28年4月頃からA株式会社に勤務したと主張しているが、同社は、申立人の申立期間に係る人事記録、厚生年金保険の届出、保険料控除等の資料は保存期限経過により保管していないとしていることから、申立人の同社における勤務開始時期、厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認することはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人は既に死亡しているか所在が確認できないため事情を聴取することができない上、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日である昭和29年4月1日より前の資格取得者のうち、所在が判明した8人に照会を行ったところ、回答のあった5人はいずれも申立人を知っているが、勤務を始めた具体的な時期は不明としている。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人は昭和29年4月1日にA株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人の同台帳記号番号は「*」であることが確認できるところ、厚生年金保険被保険者台帳番号払出簿によれば同台帳記号番号は、同年4月から同年5月頃に払い出されたものであることが確認できる。

加えて、申立人に係るA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿

によれば、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 29 年 4 月 1 日、資格喪失日は 30 年 5 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（青森）厚生年金 事案 3274

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月頃 から 45 年 3 月頃まで

私は昭和 40 年に大学へ入学し、同時に A 株式会社にてアルバイトとして勤め始めた。44 年に大学を留年し、大学在学のまま同社の正社員となった。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、A 株式会社で正社員として勤務したと主張しているところ、申立人が提出した写真に写っている同僚 4 人のうち 3 人は、申立期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認できることから、申立人は、時期及び期間は特定できないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によれば、昭和 44 年 2 月 3 日から 45 年 5 月 2 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の番号は連番で欠番は無い。

また、A 株式会社の事業所別被保険者名簿によれば、昭和 43 年 12 月 9 日から 45 年 5 月 11 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の番号は連番で欠番は無い上、同名簿において 44 年 2 月 3 日から 45 年 5 月 2 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者については、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書と氏名及び健康保険被保険者証の番号が一致していることが確認できる。

さらに、A株式会社は、申立人を同社の厚生年金保険被保険者とする資格取得届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料を控除していない上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していない旨回答している。

加えて、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用等についての回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。